

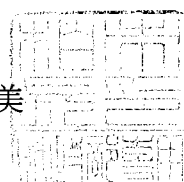
柏市公告第35号

公売公告兼見積価額公告

地方税法（昭和25年法律第226号）第373条第7項及び同法第331条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和8年3月24日

柏市長 太田和美



公売の日時	公売の開始及び締切の日時	令和8年5月1日（金） 9時00分 から 令和8年5月14日（木） 17時00分 まで
公売の場所		東京国税局
公売の方法		期間入札（公売公告別紙2に記載する売却区分ごとに売却する。）
公売保証金の納付期限		令和8年5月12日（火） 17時00分
必要書類の提出期限		令和8年5月14日（木） 17時00分
開札の日時		令和8年5月19日（火） 10時00分
開札の場所		東京国税局
売却決定の日時		令和8年6月3日（水） 10時00分
売却決定の場所		柏市役所
買受代金の納付期限		令和8年6月3日（水） 15時00分
権利移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。 ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。
危険負担移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。
権利移転に伴う費用		公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。

公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出	公売財産上に質権，抵当権，先取特権，留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は，売却決定の日の前日までに，債権現在額申立書により，その内容を申し出てください。 債権現在額申立書は，柏市 財政部 収納課 特別整理担当にあります。
買受人の資格 その他の要件	国税徴収法第92条又は同法第108条に抵触しない者。
その他公売条件等	公売公告別紙1のとおり 柏市ホームページにも掲載してあります。
公売財産の表示	公売公告別紙2のとおり
公売保証金	柏市ホームページにも掲載してあります。
見積価額	

注 次順位買受申込者に売却決定をする場合は，売却決定の日時，買受代金の額及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。